

大田区の権利擁護支援について

(大田区成年後見制度利用促進基本計画の概要)

令和4年5月27日



©大田区

大田区公式PRキャラクター

はねぴょん

大田区福祉部福祉支援調整担当課長
若林 弘

大田区公式PRキャラクター

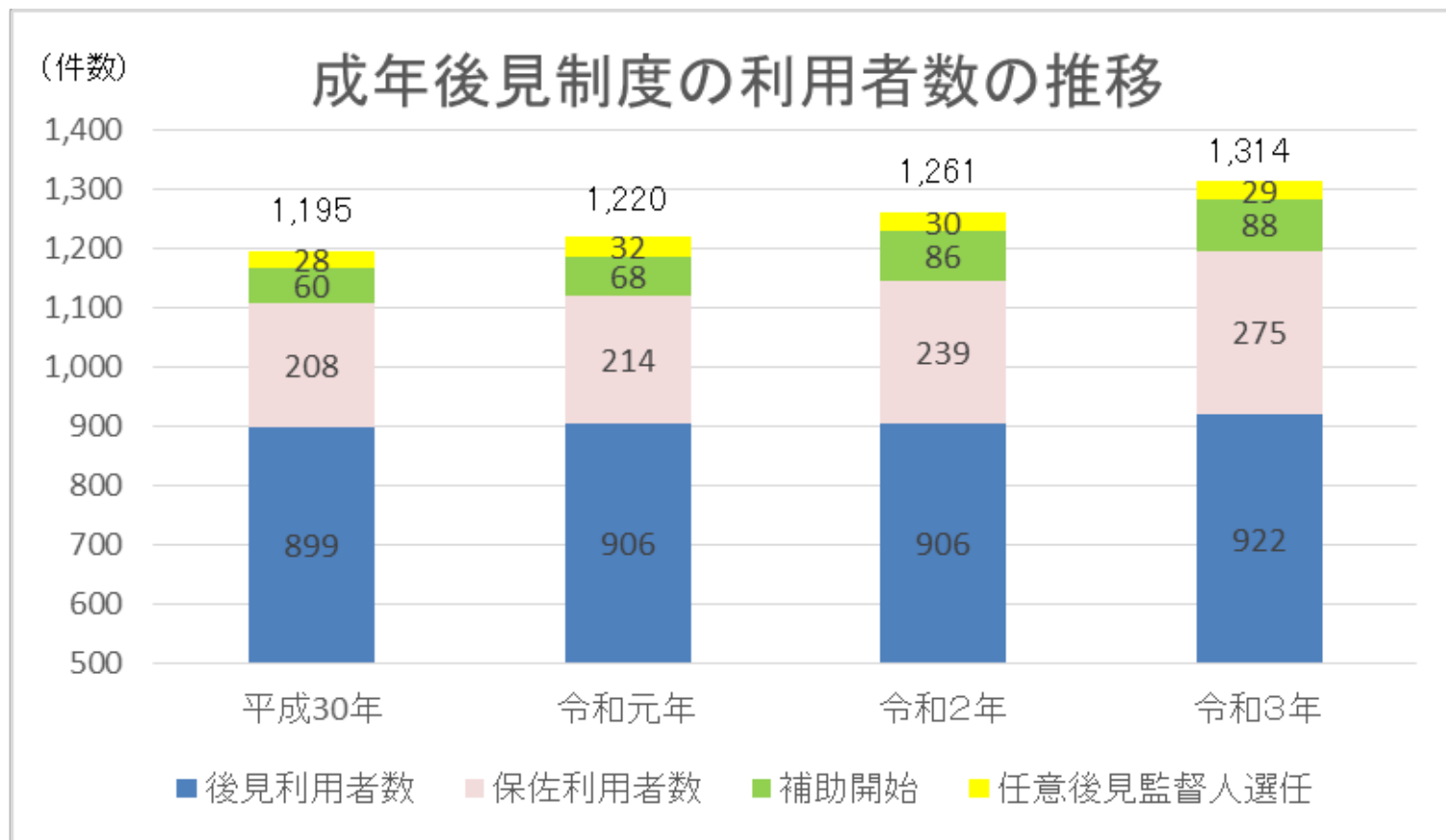


©大田区

①高齢者人口 16万5千人 ②高齢化率 22.7%
③ひとり暮らし高齢者登録者数14,096人 (高齢者人口の割合8.5%)

面積：61.86km²

大田区の成年後見制度の現況



- ・ 大田区に住民票がある方の成年後見制度の利用者数は、年々増加している。
- ・ おおた成年後見センターに寄せられる成年後見制度に関する相談の件数も毎年増加している。
- ・ 相談内容や権利擁護支援に関するニーズも年々複雑化・多様化している。

【例】

同一世帯に高齢者、知的障害者、精神障害者等があり、重層的支援が必要なケースが増加している。

※ 出典：東京家庭裁判所家事第1部

大田区の実施の経過

平成28年5月 成年後見制度の利用の促進に関する法律 施行

平成31年3月 大田区成年後見制度利用促進基本計画 策定
(平成31年度(令和元年度)～令和5年度)



★ (大田区地域福祉計画と連携して一体的に策定)

・以下、基本計画に基づく取り組み

令和 2年4月 大田区成年後見制度利用促進中核機関 設置
(大田区社会福祉協議会と共に設置)

令和 2年8月 大田区権利擁護支援検討会議 設置
(月1回の頻度で開催)

令和 3年8月 大田区成年後見制度等利用促進協議会 設置
(年2回の頻度で開催)

大田区成年後見制度利用促進基本計画の概要

大田区地域福祉計画 第5章

基本目標

住み慣れた地域の中で
一人ひとりの意思が尊重され、
自分らしく生き、権利が擁護
される地域づくりを進めます

施策目標 1
適切に権利が守られ、メリットを実感
できる環境を整備します

施策目標 2
地域ぐるみで権利擁護支援に取り組む
仕組みをつくります

施策目標 3
誰もが安心して、成年後見制度を利用
できる基盤を整備します

大田区成年後見制度利用促進基本計画における施策目標 大田区

施策目標 1 適切に権利が守られ、メリットを実感できる環境を整備します

5年後の姿

誰もが成年後見制度を正しく理解し参加しやすい環境が整えられ、成年後見制度の利用が必要な人を制度利用に結びつけるとともに、制度の利用に至らない人にも寄り添った福祉的支援が行われる体制づくりを進めています。

取組みの方向性

区民が成年後見制度の理解を深めて制度を利用しやすくなるとともに、同じ地域の住民同士という視点を活かした見守りや支援の担い手となることができるよう、成年後見制度等の周知啓発を行います。

権利擁護支援が必要な人を、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけるために相談対応体制を充実するとともに、成年後見制度以外のニーズに応じた権利擁護事業を展開します。

本人にとって身近な親族や、同じ地域の住民によって本人に寄り添った福祉的支援が行われるよう、親族後見人の活動支援や社会貢献型後見人の育成など、支援の質の確保・向上に取り組めます。

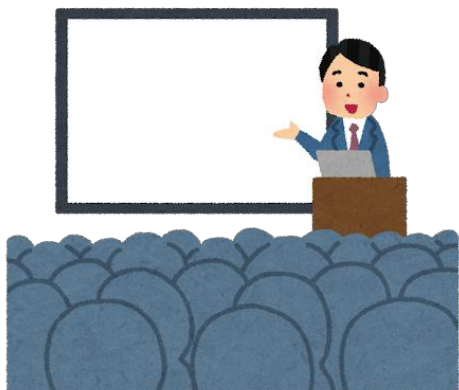
区の主要な取組み例

- ・ 成年後見制度の周知啓発
- ・ 中核機関の運営
- ・ 社会貢献型後見人の育成
- ・ 老いじたく推進事業

大田区成年後見制度利用促進中核機関の機能

中核機関の4つの機能

①制度の広報・周知



- ・パンフレットやホームページによる制度の広報周知
- ・区民向け講演会や相談会の開催
- ・制度の理解啓発のための支援者向け研修会の開催
- ・成年後見制度（権利擁護）に関する窓口の設置及び案内

②相談・発見



- ・チーム支援による、本人主体の意思決定支援
- ・専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）による専門的知見と法的根拠に基づいた助言を得る権利擁護支援検討会議の開催

③利用促進・地域体制整備



- ・申立て手続き方法の案内
- ・本人のニーズに合う適切な後見人候補者のマッチング（受任調整）
- ・社会貢献型後見人等の担い手の育成・活動の促進

④後見人等の継続的な支援

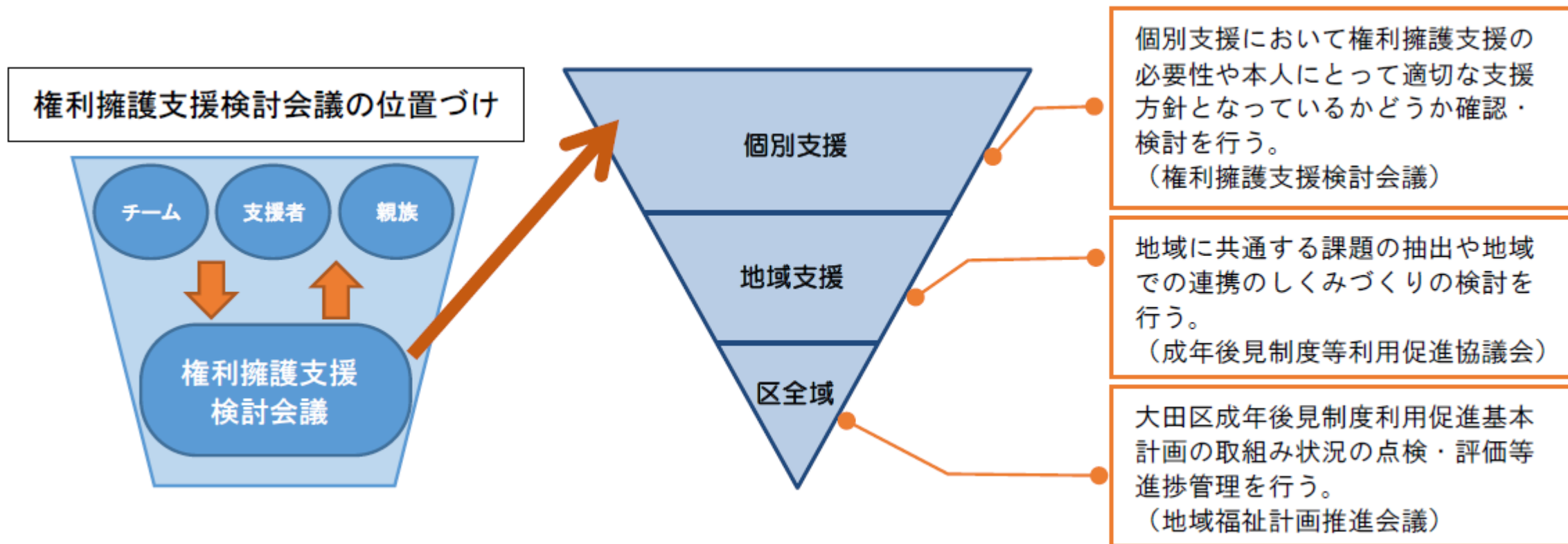


- ・後見人等の選任後、本人の状態やチームの支援状況に関する継続的なモニタリングの実施
- ・チームの支援方針等の検討・判断をバックアップ

権利擁護支援検討会議

【権利擁護支援検討会議】

- ・ 中核機関が事務局となり、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等で構成
- ・ 支援者が対応に悩むケースや複雑な課題のあるケースに対して、専門的な知見と法的根拠を基に多角的な視点で本人の権利擁護の支援方針、意思決定支援、チーム支援のあり方等を検討し、助言を得ることを目的



老いじたく推進事業の概要

人生100年時代！人生も百人百様！“自分らしい老いじたく”

- 「人生100年時代」といわれる今日において、生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるように、元気なうちから老いじたくを始め、これからの人生を前向きに考える、老いじたく事業を推進している。

【パンフレットの作成】

老いじたくを考えるきっかけとして活用できるよう
パンフレット（概要編）（行動編）を作成

【老いじたく相談の取組み】

- ①電話相談窓口の常設（大田区社会福祉協議会）
- ②相談会の開催（毎週水曜日、各回2組 年43回予定）
⇒ 日程は区報にてお知らせ（3年度実績：年22回開催 61組）
- ③セミナー、出前講座の実施（3年度実績：セミナー年2回開催 39人）
- ④合同相談会の実施（3年度実績：年2回開催 28組）
弁護士、司法書士、税理士、宅地建物取引士など
複数の専門職による相談ブースを設置
- ⑤令和3年10月19日に東京司法書士会大田支部と協定を締結し相談体制を強化



令和2年度
パンフレット（概要編）

令和3年度
パンフレット（行動編）



大田区成年後見制度利用促進基本計画における施策目標 大田区

施策目標 2 地域ぐるみで権利擁護支援に取り組む仕組みをつくります

5年後の姿

区民・団体・関係機関が相互に連携し、支援が必要な人が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護支援を受けることができるよう、それぞれの役割を果たしながら、地域で支えあう仕組みづくりを進めています。

取組みの方向性

地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を 早期に発見し、速やかな支援につなげられるよう、地域連携ネットワークを構築します。

区の主要な取組み例

- ・ 地域連携ネットワークの構築に向けた検討

→ **大田区成年後見制度等利用促進協議会を設置**
(令和3年8月30日、令和4年1月19日開催)

大田区成年後見制度等利用促進協議会と地域連携ネットワーク

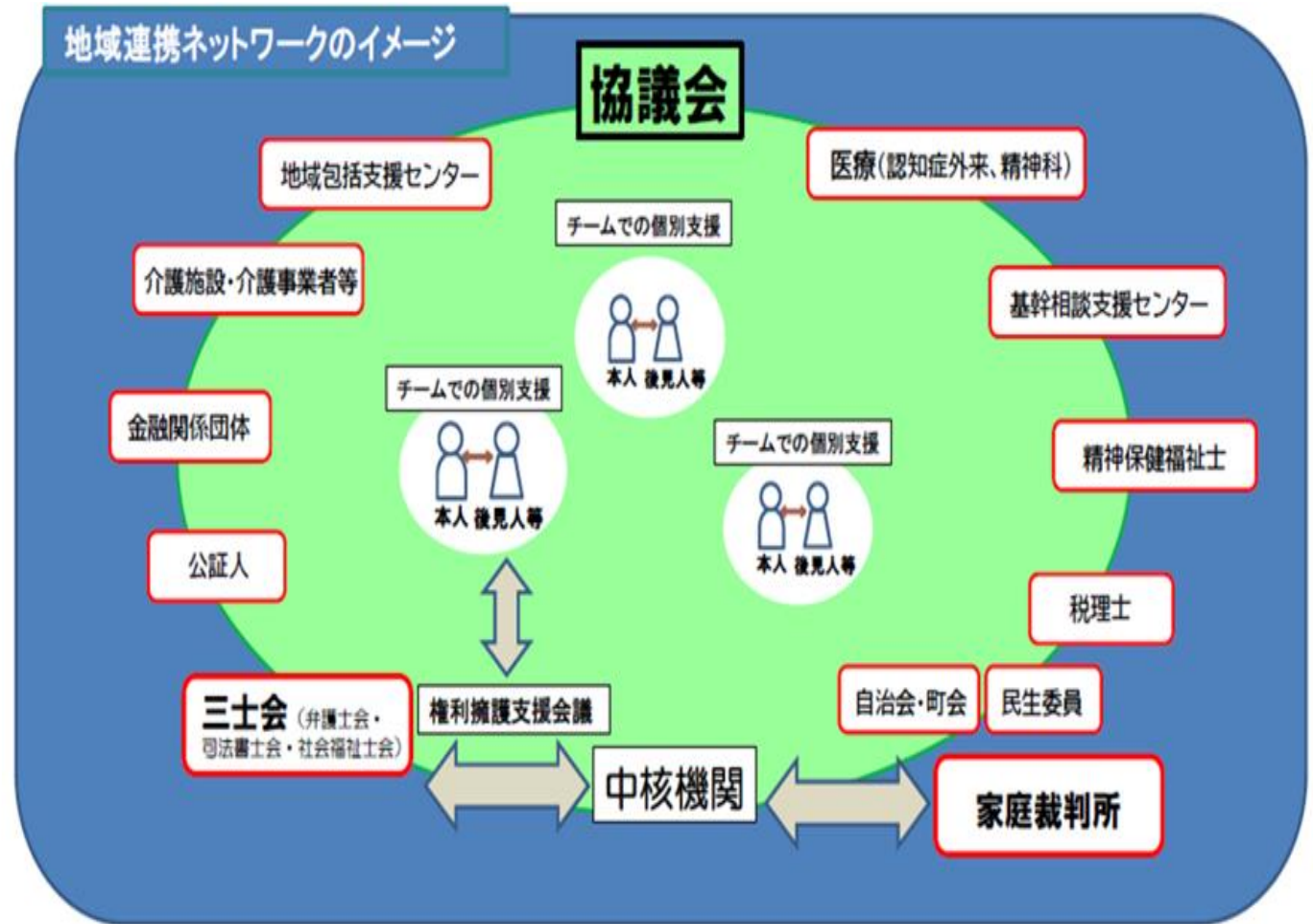
【目的】

住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを目指し、成年後見制度等の利用促進を目的に協議会を設置

【基本的役割】

- ・地域で権利擁護支援にあたる各関係団体と地域に共通する課題等を抽出
- ・地域における成年後見制度等の利用促進のための情報交換並びに共有の場

→協議会を通して各専門職団体・関係団体の協力・連携体制を強化し、地域の中で支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援までつなげられるよう地域連携ネットワーク構築について継続的に協議する。



第1回大田区成年後見制度等利用促進協議会の内容



【委員構成】

学識経験者、専門職団体、地域団体、福祉関係者、医療関係、金融関係など各分野の委員17人で構成する。

【日時】 令和3年8月30日(月)
午前10時～11時30分

【会場】 大田区役所会議室

【開催方法】

会場参加及びWeb参加方式

【次第】 一部抜粋

- 1 開会及び委員紹介
- 2 議事
 - ・ 大田区の現況
 - ・ 大田区社会福祉協議会の取組み
 - ・ 区の課題について 等

	分野	推薦団体(職)		分野	推薦団体(職)
1	学識経験者	大学教授	10	福祉関係者	地域包括支援センター
2	専門職団体	弁護士 (東京弁護士会)	11		大田区介護保険サービス団体連絡会
3		司法書士 (リーガルサポート東京支部)	12		基幹相談支援センター (障がい者)
4		社会福祉士 (ぱあとなあ東京)	13		一般社団法人東京精神保健福祉士協会
5					
6	地域団体	大田区自治会連合会	14	医療関係	認知症専門医 (医師会)
7		大田区民生委員児童委員協議会	15		精神科医 (大学病院)
8		公証役場	16	中核機関	大田区福祉部
9		東京税理士会	17		社会福祉法人大田区社会福祉協議会
9	金融関係	金融機関 (信用金庫)			

大田区成年後見制度利用促進基本計画における施策目標 大田区

施策目標 3 誰もが安心して、成年後見制度を利用できる基盤を整備します

5年後の姿

権利擁護支援が必要である人であれば誰でも成年後見制度を適切に利用できるとともに、地域で安心して暮らせる基盤づくりを進めています

取組みの方向性

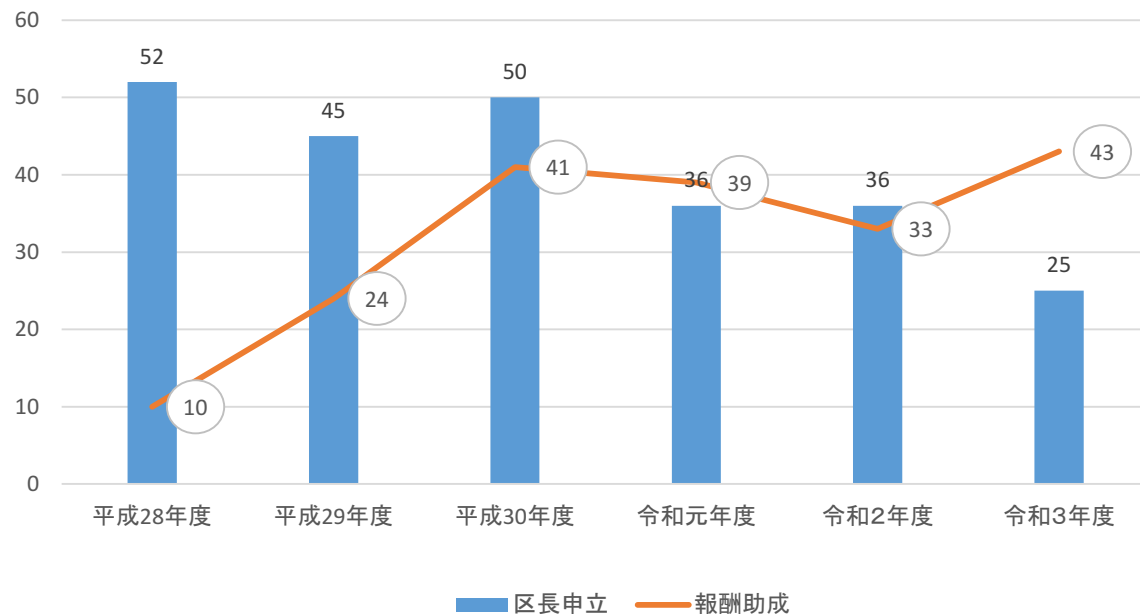
費用負担能力や身寄りのない人をはじめ複合化・複雑化した課題がある人や長期支援が必要な人であっても成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。また、後見人等が知識不足などから誤った制度運用を行わないよう、不正防止に向けた取組みを進めます。

区の主要な取組み例

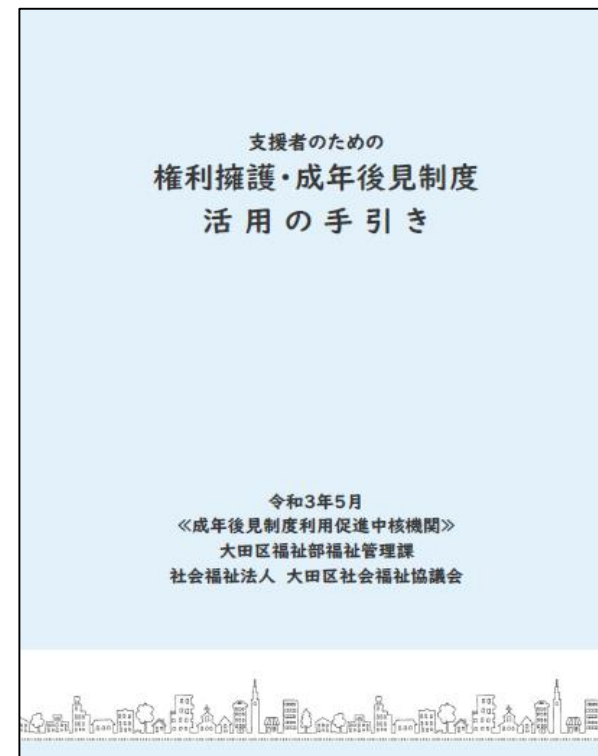
- ・ 首長申立ての実施
- ・ 後見報酬の助成
- ・ 親族等の成年後見人等に対する支援

首長申立て及び後見報酬助成について

首長申立・後見報酬助成件数の推移



- ・ 後見報酬助成については、平成27年度から本人申立てや親族申立ても助成対象とし、助成件数が増加している。
- ・ 後見報酬助成制度については、令和4年度から助成限度額を増額するとともに、新規に後見監督人等を対象にするなどの拡充を図っている。



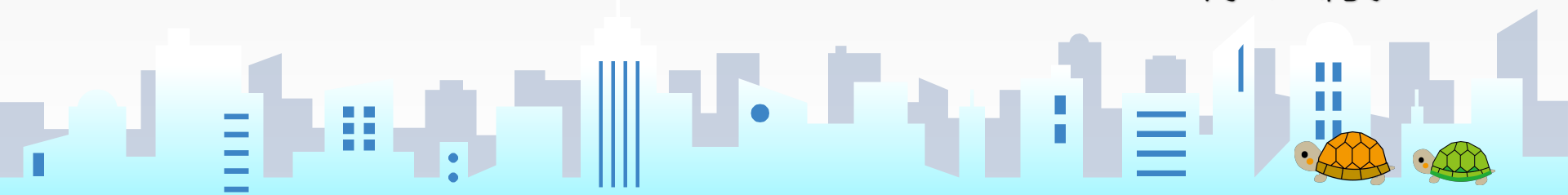
- ・ 権利擁護が必要な方々を身近に支援する福祉関係者が、成年後見制度を理解し、権利擁護の視点から支援に取り組めるように「支援者のための権利擁護・成年後見制度活用の手引き」を作成し配付した。
- ・ この手引きに、意思決定支援の考え方を盛り込み本人を主体とした成年後見の利用促進を図った。

第158回市町村職員を対象とするセミナー

分科会③

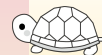
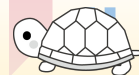
『権利擁護支援チームの形成 (受任者調整)の実践報告』

社会福祉法人 大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター センター長
岡田 純子



本日の内容

1. おおた成年後見センター（中核機関）の実践
2. 支援者のための権利擁護・成年後見制度活用の手引き
3. 権利擁護支援検討会議の仕組みと実践
4. 権利擁護支援検討会議の活用例
5. 今後の課題





おおた成年後見センター（中核機関）の実践



相談実績（令和3年度）

(1) 相談延べ件数 6,189件

(2) 後見等候補者照会 58件

専門職団体に候補者推薦を依頼

後見 20件、保佐 27件、補助 5件

任意後見 3件、その他 3件

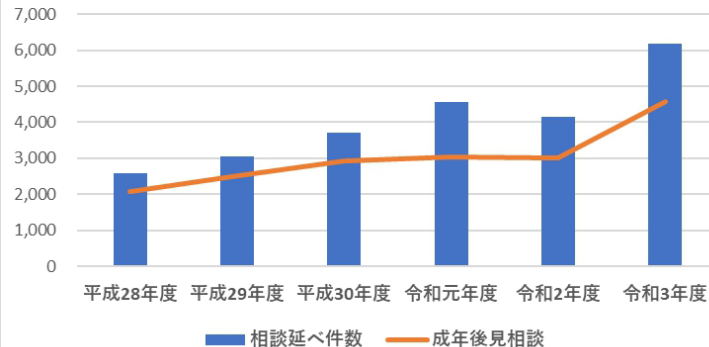
→本人と候補者との面談に支援者含め同席

※後見人等選任後もチームづくり支援

職員数11名

センター長 1名、後見推進担当：3名
後見事業担当：7名（地権含む）

相談延べ件数





おおた成年後見センター（中核機関）の実践



2

成年後見制度の周知・啓発

- ・ 様々な媒体を活用した普及啓発
- ・ 出前講座（職員派遣）、意思決定支援従事者研修



3

後見人等支援

- ・ 親族後見人定期報告時支援
- ・ 親族後見人交流会の開催

4

市民後見人育成

- ・ 養成講習（基礎講習・実務実習）の実施
- ・ 市民後見人交流会の開催

<法人後見実績>

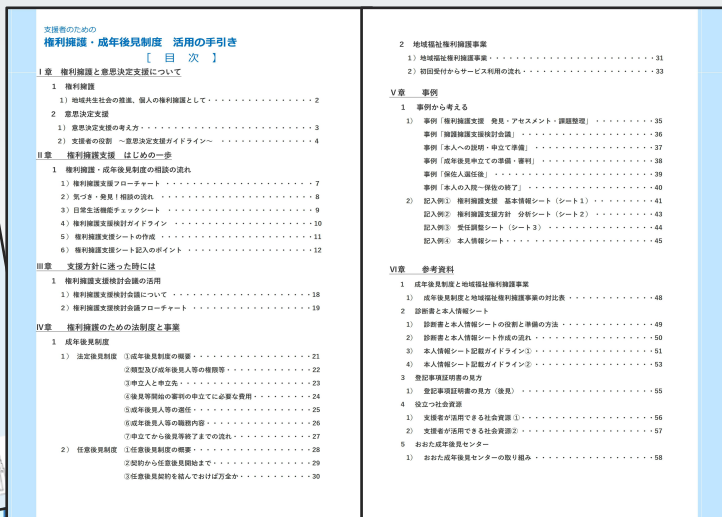
- | | |
|---------------|-----|
| ・ 法人後見受任件数 | 22件 |
| （累計受任件数 67件） | |
| ・ 市民後見人監督受任件数 | 4件 |
| （累計受任件数 14件） | |
| ・ 任意後見契約件数 | 7件 |
| （内発効件数 2件） | |
| ・ 地域福祉権利擁護事業 | 40件 |
| （日常生活自立支援事業） | |



1

活用の手引き

支援者が、本人主体で権利擁護の視点から支援に取り組む際に役立てていただくために作成





支援者のための権利擁護・成年後見制度の活用の手続き

2

権利擁護支援シート



point

シートは支援チームで作成し、現状の確認と情報共有を行う。

1

基本情報シート

本人の基本情報や
支援経過、支援にあ
たり課題と感じてい
ることなどを見える
化

2

支援方針・ 分析シート

権利擁護に関する
支援の必要性の検
討、適切な支援内
容の検討

3

受任調整シート

具体的に申立て人
や本人の状況に合
わせた適切な候補
者、求められる後見
活動について検討

3

権利擁護支援検討会議の仕組みと実践

point

1

位置づけ・役割

利用促進

支援方針や成年後見制度の必要性、支援方法に迷ったときなどに活用

専門職による多角的な視点で、本人の権利擁護に係る支援方針や意思決定支援、チーム支援のあり方等について、支援チームが助言を得る場

2

権利擁護支援検討会議メンバー

弁護士・司法書士・社会福祉士・区・社協





権利擁護支援検討会議の仕組みと実践



ケース提出までの流れ

本人状況を把握、アセスメント
課題整理・情報共有

中核機関に相談
(おおた成年後見センター)

権利擁護支援検討会議の開催日
(月一回開催)・手順の説明

権利擁護支援シートを作成

権利擁護支援 シートの提出
(2週間前まで)

打ち合わせ

会議当日 (チームで参加)

会議終了後
(助言等を踏まえ
支援チームで検討)





権利擁護支援検討会議の仕組みと実践

point



権利擁護支援を行う3つの場面

本人の視点に立って案件を整理することができ、意思決定支援や複雑な案件に対するチーム支援のあり方を確認することができる。



権利擁護支援の 検討に関する場面

- ・アセスメント
 - ・支援方針の検討
 - ・制度利用の必要性
 - ・緊急性の判断
- ※本人情報シートも活用

成年後見制度
の利用前



成年後見制度の 開始までの場面

- ・予想される後見事務
の整理
 - ・申立て類型の検討
 - ・受任者調整
- ※本人情報シートも活用

申立の準備から
後見人の選任まで



成年後見制度の利用 開始後に関する場面

- ・モニタリング
 - ・支援チームの再検討
 - ・成年後見人等の交
代の検討
- ※本人情報シートも活用

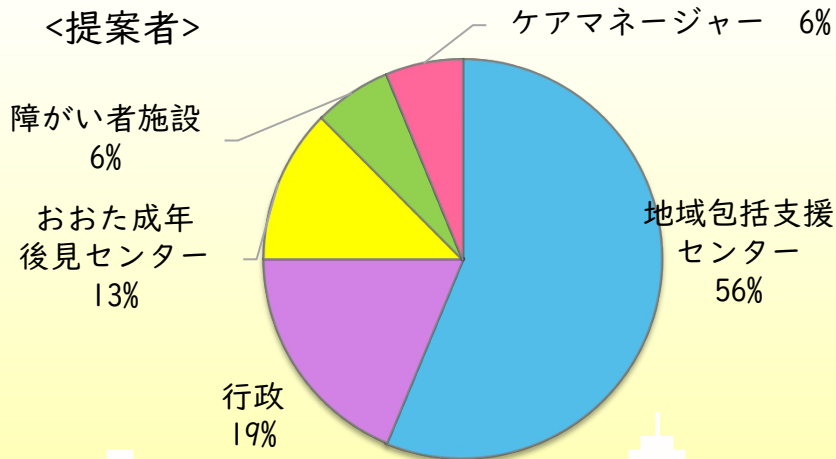
後見人等選任後



権利擁護支援検討会議の仕組みと実践



支援検討会議の実績



<相談内容>

	高齢関係	障害関係
成年後見制度利用前	4	5
申し立ての準備から 後見人選任まで	4	1
後見人選任後	2	0
合計	10	6



権利擁護支援検討会議の活用例



1

「高齢夫婦ケース」～妻に後見利用が必要だが、夫の反対ですすまない～



～ケース概要～

- ・妻は認知症の進行が著しい。
- ・夫にも軽度認知障害があり、公共料金や税の滞納が生じている。
- ・夫が反対し妻に必要な介護サービス利用も進められない。
- ・夫は第三者に任せることに抵抗感がある。

point

制度利用が本人にとってどのようなメリットがあるのか、その説明の方法や手順について支援チームで検討する。

～専門職からのアドバイス～

- 妻の後見利用の必要あり。
- 夫の反対で制度利用ができず、介護サービスも利用できない状態は虐待になりかねない。
- 夫の理解のために、夫の支援（地権など）を優先する。
- 支援目標を設定し、チームで支援する。
- 区長申立てや夫を申立人にするなど、夫に必要な確認を行い対応する必要あり。





権利擁護支援検討会議の活用例



～自身での金銭管理が難しく、後見利用が適切か支援者間でも意見が分かれる～



～ケース概要～

- ・ピック病、知的障害。ADLは自立し、日常的に外出もしている。
- ・金銭トラブルや債務あり。
- ・金銭管理ができず、生活支援の必要もある。
- ・本人自身は困っていると感じていない。

point

後見人等が選任されても、課題は全て解決しない。
チーム支援と連携が大切。

～専門職からのアドバイス～

- 後見申立ての必要あり。
- 本人が利用を希望するのであれば、本人申立てを探り、難しければ弟の申立て。
- 本ケースはチーム支援が大切であり、候補者についても連携が取れる専門職（弁護士・司法書士）や法人後見も想定しながら検討するとよい。





権利擁護支援検討会議の活用例



3

「複合課題ケース」～世帯の権利擁護支援をどうすすめたらいいか～

point



～ケース概要～

- ・父（高齢/聴覚障害）と子2人（精神疾患/聴覚障害）、父の妹（高齢/認知症）の4人世帯〔同居〕
- ・経済面も含め世帯のキーパーソンだった父の妹に補助人が選任された。
- ・今後、それぞれにふさわしい権利擁護支援方針や意思決定支援の進め方に課題がある。

4人それぞれのシートを作成し、本人主体の支援を検討する。それを踏まえ、世帯全体で見たときの本人の権利擁護支援を考える。

～専門職からのアドバイス～

- それぞれの後見利用の必要性について助言。
- 補助人としては世帯全体をみることはできない。父の妹は世帯全体の経済的支援を行ってきたが、まず各々の収支状況を整理する必要あり。
- 子の障害サービスの調整を行い、生活の安定後、改めて権利擁護支援について検討してはどうか。
- 父の妹が自宅売却する場合、他の家族に後見利用が必要になる可能性もある。





権利擁護支援検討会議の活用例



4

「障害ケース」～支援者が本来の役割を越えて対応している。後見利用は適当か～



～ケース概要～

- ・知的障害。就労し一人暮らし。
- ・日常的な生活は送ることができている。
- ・入退院手続きや高額家電の購入を一人で判断し、行うことが難しい。
- ・高額な金額の支出がある場合、支援者のかかわり方に限界がある。

point

後見制度を利用しても、本人が出来ることまでやってしまわない支援が大切。

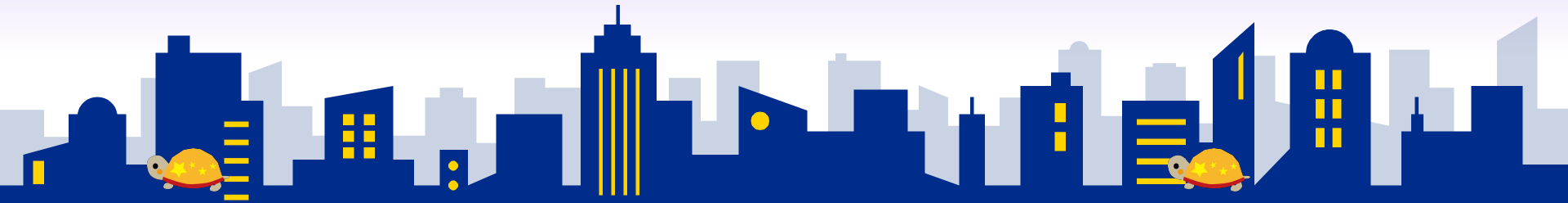
～専門職からのアドバイス～

- 後見利用は適当と考える。
- 申立て前から本人やチームと信頼関係を築いていけるような候補者が望ましい。



今後の課題

- ★ 成年後見制度同様、権利擁護支援検討会議と権利擁護支援シートの普及
- ★ 成年後見人等選任後も含め、権利擁護支援チームの継続的サポート体制



基本情報シート (シート 1 表面)

大田区成年後見制度利用促進中核機関 令和3年5月版

6) 権利擁護支援シート記入のポイント

基本情報シート（シート1裏面）

【権利擁護支援 基本情報シート】（裏面）

④ 親族情報	家族・ 親族状況 キーパーソン＝KIP 関係者はOで囲む	ジェノグラム(親族関係図)を記載 家族や親族状況について特記事項があれば記載します。 *親族情報が確かでない場合は、誰からの情報かも記載してください。
特記事項	支援経過を時系列で記載してください。 【記載例】 〇〇年×月 △△△ 〇〇年×月 □□□	

6) 権利擁護支援シート記入のポイント

分析シート（シート2表面）

シート2

【権利擁護支援方針 分析シート】

本人氏名

記入日

年

月

日

課題分析

【関係調整に関わる課題】

法定後見利用検討とは別に対応すべき課題

担当機関
*成年後見人等は除く

☐ 被虐待、搾取の可能性(疑い)

☐ 親族、友人・知人との関係についての課題

☐ 疾病・障がい、依存への対応

☐ 消費者被害の可能性(疑い)

☐ 地域からの孤立、社会的孤立

☐ その他()

☐ 介護・医療等のサービスの(再)調整が必要

分析結果

緊急性有

☐

現在既にある社会資源で対応の可能性がある手段と担当機関(法定後見以外)

課題と考えられる項目

手段

担当機関等
*成年後見人等は除く

☐ 判断能力の低下の進行
※判断能力の低下の進行は、環境の変化、脱水や低栄養、薬の副作用で出現することもある。

☐ 日常生活のケアの見直し

☐ 金銭管理、契約行為についての課題
☐ 預貯金が引き出せない
☐ 使いすぎてしまう(負債・滞納あり)
☐ 支払いの必要性が理解できない
☐ 在宅生活継続困難
→ ☐ 入所 ☐ 入院
☐ 財産活用が必要
☐ その他()

☐ 金融機関への個別相談
☐ 生活再建・就労サポート
☐ 家計相談支援 ☐ その他()
☐ おおた成年後見センターの地域福祉利用
☐ 障害者総合支援法の自立生活援助の利用
☐ その他()

☐ 意思決定支援についての課題
☐ 本人の意思を確認していない
☐ 本人の意思が不明確・把握困難
☐ 本人の望んでいることの実現が困難
☐ その他()

☐ 意思決定支援ガイドラインに基づいた支援の検討
☐ コミュニケーション上の工夫
☐ 本人の意思決定を行うための最適な環境づくり(人・場所・タイミング、文字や図、表の活用等)
☐ 意思決定能力アセスメントの実施
☐ 意思決定支援のための会議の開催
☐ その他()

☐ 法的保護の必要性、法的課題
☐ 虐待や搾取、権利侵害への対応・防止
☐ 債務整理が必要
☐ 相続未対応
☐ 訴訟が必要
☐ その他()

☐ 消費者生活センターへの専門相談
☐ 委任契約による法律相談
☐ 特定援助対象者法律相談援助(法テラス)の利用
☐ 中核機関の法律相談の利用
☐ その他()

☐ 将来への不安(現在契約能力を有している)
☐ 身寄りがない、頼りたくない
☐ 親なき後、自分なき後の家族支援の不安
☐ その他()

☐ 任意後見制度の利用
☐ 福祉型信託の利用
☐ 死後事務委任
☐ 遺言作成
☐ その他()

課題に対し対応できる“手段”と“担当機関”がない場合に、法定後見の必要性が高まる、と考えられます。

本人や親族、支援者ができていること、がんばってきたこと、強み

本人

支援者

親族

本人ができていること、がんばってきたこと、強みは必ず記載しましょう。

申立ての時期

☐ 早急に申立てが必要

☐ ()か月後を目安に検討が必要

☐ その他()

裏面につづく

令和3年5月版

14

6) 権利擁護支援シート記入のポイント

受任調整シート（シート3）

シート3		【受任調整シート】		記入日 年 月 日	
会議日時		令和 年 月 日 ()			
参加者		成年後見の申立てをする可能性がある場合、シート3「受任調整シート」も作成します。			
本人氏名 (イニシャル)					
① 本人の意向					
② 現在の支援体制では対応できない課題		成年後見制度の利用についての本人の思いや今後の生活への希望などを記載します。支援関係者の都合によって候補者が選定されないことがないよう、意識化することができます。			
③ 予想される後見事務		・成年後見人等の役割の範囲で考えられる事務について記載しましょう。 ・本人情報シートの6に該当します。			
④ 申立の妥当性		☐ 成年後見制度利用の必要性有 ☐ 権利擁護支援の方針の再検討 ☐ その他 ()			
⑤ 本人情報シート		☐ シート作成日: 令和 年 月 日 作成者: 本人との関係 () ☐ 未取得 (理由:)			
⑥ 診断書		☐ 診断書作成日: 令和 年 月 日 類型 ☐ 補助 ☐ 保佐 ☐ 後見			
		医療機関名		診療科	
		各種検査		長谷川式認知症スケール 点 (/ 実施) MMSE 点 (/ 実施)	
		知能検査		その他検査	
⑦ 予想される類型		☐ 未取得 (取得予定:)			
⑧ 申立人等		関係者の類型の見立て ☐ 補助 ☐ 保佐 ☐ 後見 補助・保佐の場合、付与要とされる権限: 1. 代理権の必要性有 2. 取消権の必要性有			
⑨ 利用支援事業		☐ 本人支援 ☐ 親族支援 () ☐ 区長 (☐ 老福、 ☐ 知福、 ☐ 精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 ()			
⑩ 候補者		☐ 該当の可能性はある ☐ 該当の可能性がない			
⑪ 候補者に求められること		☐ 親族 () ☐ 市民後見人 ☐ 専門職 () ☐ 法人後見 ☐ 複数後見 () 本人にとって望ましいこと (本人の希望、性別や年代、条件) を記入 資格の有無ということだけではなく、本人のこれまでの生活歴や支援者との関係などから、本人の希望も確認しながら、整理します。			
⑫ 公的機関等として必要な支援		☐ 虐待対応の継続 ☐ 措置等 ☐ その他 ()			
⑬ 候補者との事前面接		☐ 要 ☐ 不要 不要の場合は理由 :			
【検討後の状況】					
面接状況		実施後、日時、本人の様子や意向。候補者の変更が必要な場合には、その旨を記録			
申立状況		申立日: 年 月 日 審判到着日: 年 月 日 確定日: 年 月 日 選任された後見人等 ()			
バックアップ状況		チームの顔合わせ支援 不要・必要 () 継続支援の必要性の確認 不要・必要 ()			
今後の支援		☐ モニタリング要 (予定日 月 日) ☐ モニタリング不要 (今後は相談、依頼に基づき対応)			